

告示

埼玉県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティニ 二 二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）I K E A 新三郷

埼玉県三郷市彦成字上深田千三百八 二十、千八百六十七 十一

（変更後）I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティニ 二 二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）I K E A P r o p e r t y , S . L .

日本における代表者 ルドルフ・ストロイスニツヒ

千葉県船橋市市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後）I K E A P r o p e r t y , S . L .

日本における代表者 ダニエル・ボブリック

千葉県船橋市市浜町二丁目三番三十号五階

ハ 変更年月日

平成十九年十二月十日外

ニ 届出年月日

平成二十三年四月十九日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課